

社会福祉法人 山陰会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：男性が育児休業を取得しやすいように、男性の育児休業に関するリーフレットを作成し、従業員に配布する。

<対策>

- 平成30年 4月～ 顧問社労士と相談
- 平成30年10月～ ニーズの把握
- 平成31年12月～ リーフレットの配布・周知

目標2：育児休業を取得した従業員が原則として現職に復帰できることを就業規則に記載する。

<対策>

- 平成30年 4月～ 検討開始
- 平成31年 7月～ 制度の導入、各事業所による社員への周知

目標3：小学就学の始期に達するまでの子どもを育てる従業員が希望する場合に利用できる短時間勤務を導入する。

<対策>

- 平成30年 10月～ ニーズの把握、検討開始
- 平成30年 7月～ 制度の導入、事業所による社員への周知